

「ちびっこひろば」のてびき

## はじめに

このてびきは、管理者をはじめとする地域みなさんが、ちびっこひろばの維持管理を行ううえで参考となる事項をまとめたものです。

ちびっこひろばが、いつまでも地域みなさんから愛されるひろばでありつづけるよう、このてびきをご活用いただければ幸いです。

## 「ちびっこひろば」とは？

「ちびっこひろば」は、公設公営のいわゆる「児童公園」（街区公園）とはちがって、

- ① こどもたちの安全な遊び場に適した土地を地域の皆さんで確保すること。
- ② 管理者を中心に地域のみなさんでこどもたちが安心・安全に遊べるよう、積極的にひろばづくりを進め、維持管理を行うこと。

などを条件に、京都市が遊具の設置を助成してできたひろばで、「**地域みなさんがつくった地域みなさんのためのひろば**」です。

「こどもたちに安全な遊び場を地域住民自身の手で作ろう」という地域みなさんの動きを支援するため、昭和42年に、「ちびっこひろば助成要綱」が策定され、市内各所の「ちびっこひろば」が地域みなさんの手で維持管理されています。

## 維持管理について

管理者は、いわば、ちびっこひろばの維持管理を努める地域のみなさんの代表者です。

遊具等の助成をうけた「ちびっこひろば」は、利用者のみなさんが気持ちよく、安全に遊べるよう、管理者や管理委員会等地域のみなさんで、将来にわたって適切に維持管理をしていかなければなりません。

管理の具体的な内容や方法は、各地域の実情に応じて、地域住民のみなさんでお考えいただくこととなりますが、おおむね、次のようなことが中心となります。

- ・ 日常的な清掃や除草
- ・ 花壇の手入れや樹木の剪定
- ・ 遊具類の安全点検や簡単な補修
- ・ 助成申請などの事務手続きなど

また、地域によっては、ちびっこひろばを夏まつりなど地域の行事に利用したり、みんなで花壇づくりを楽しんでいるところもあります。



### 遊具がこわれていたら？

子どもたちが使用することが危険な場合には、緊急処置として使用禁止の貼り紙やロープを張るなどして、すぐに管内の区役所・支所まちづくり推進担当までご連絡いただき、撤去又は補修についてご相談ください。

### 助成を受けるには？

支給した遊具類や柵等に補修の必要があり、技術的、経費的に管理者で対応することが困難と認められる場合は、「京都市ちびっこひろば助成要綱」に基づき、助成を受けることができます。

管内の区役所・支所まちづくり推進担当に、助成が可能かどうか事前にご相談いただいたうえで、「ちびっこひろば助成申請書」を御提出ください。

### 管理者を変更するには？

「ちびっこひろば管理者変更届」を、管内の区役所・支所まちづくり推進担当に御提出ください。

## 助成の廃止について

次のような場合には、助成を廃止し、遊具の撤去工事を行います。

- ひろばとして利用している土地の所有者から返還の申し出があったとき。
- 管理者からひろばの廃止の申し出があったとき。
- 管理者等で、ひろばを安全かつ適正に維持管理することができなくなったとき。
- ひろばの利用者がいなくなったとき。
- その他助成を継続することが不適當な事由が発生したとき。

ひろばの土地は、地域住民のみなさんが何らかの形で無償で借り受けている土地ですから、所有者から返還を求められた場合は、ひろばとしては、遊具を撤去し、更地にして所有者にお返しすることになります。

また、利用者がいなくなったり、地域のみなさんで適正に維持管理ができなくなったなど、何らかの事情で廃止したい場合も、廃止届の提出により、助成を廃止し、遊具を撤去することができます。

### ひろばを廃止するには？

管内の区役所・支所まちづくり推進担当にご相談ください。

「ちびっこひろば廃止届」を、御提出いただいた後、遊具の撤去工事の時期等について調整させていただきます。